

難民認定申請を行う人へ

日本における難民認定申請に関する説明及び難民認定申請を行う人への助言

(2025年2月)

特定非営利活動法人難民支援協会

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-2 TASビル 4階

Tel 0120-477-472(難民申請者用フリーダイヤル)

03-5379-6003

Fax 03-5215-6007

Email: contact@refugee.or.jp

<http://www.refugee.or.jp>

目次

I	はじめに～「難民」とは？	3
II	申請前に知っておくこと	3
1.	日本の難民認定制度	3
1)	手続きの流れ	3
2)	難民として認定された後の権利	3
3)	難民認定実績	4
4)	難民認定された人の主な出身国	4
5)	各手続の概要	4
2.	難民認定の基本事項	6
1)	迫害とは？	6
2)	難民の定義にあてはまる迫害の原因	7
3)	迫害の証明	7
3.	難民認定申請用に準備する書類	8
1)	難民・補完的保護対象者認定申請書の入手	8
2)	難民認定申請書の記入	8
3)	難民認定申請書の提出先	9
4)	陳述書の作成	9
5)	その他の証拠書類	9
6)	情報開示請求	10
4.	仮滞在	10
5.	在留資格の変更、更新	10
6.	補完的保護	11
7.	人道配慮による在留許可	11
8.	退去強制手続	11
1)	違反調査・違反審査	11
2)	監理措置決定	11
3)	仮放免許可	12
4)	その後の手続	12
III	Q & A	14
◎	難民認定手続きについて	14
◎	難民申請中の法的地位・生活について	15
付録 I	日本語句集	17
付録 II	住所・連絡先	18

I はじめに～「難民」とは？

難民とは、難民条約で、以下の人々と定められています(1951年難民の地位に関する条約第1条A(2))。

「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた國の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた國に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた國に帰ることを望まない者」。(下線は難民支援協会(JAR)による)

難民条約のもとで、難民として認定されるには 4つの条件を満たしている必要があります。

- (1) 出身国の外にいる。
- (2) 迫害(深刻な害悪)、十分に理由のある恐怖を有する。
- (3) その恐怖は人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由としている。
- (4) 出身国の保護をうけることができない、又はそのような恐怖を有するためにそれを望まない。

誰が難民認定をするのか？

難民の地位を認定する責任は日本国政府にあります。以下に難民認定手続について説明します。
また、別紙「手続きの流れ」も参照してください(A3用紙)。

II 申請前に知っておくこと

1. 日本の難民認定制度

1) 手続きの流れ

日本は 1981年に難民条約に加入しています(82年に発効)。国内法では、「出入国管理及び難民認定法」(以下入管法)に、難民申請手続を定めています。難民認定手続については、出入国在留管理庁が用意している冊子「難民認定手続案内」(日本語、英語、中国語、仏語、スペイン語、アラビア語、トルコ語、ビルマ語、ウルドゥ語、ペルシャ語、露語、韓国語、ダリ語、パシュトゥーン語)で説明されています。

2) 難民として認定された後の権利

難民として認定された場合、以下のようないくつかの保障や便宜が与えられます。

- 本国への不送還:本国に送り返されることはありません。
- 在留資格の付与:在留資格のない場合であっても、在留資格がもらえ、活動に制限のない定住者の資格が与えられます。
- 難民旅行証明書:パスポートの代わりの証明書の交付を申請できます。これにより日本以外の国への旅行が可能になります。
- 諸権利の付与:内国民(日本在住の日本国民)と同等の待遇が受けられ、永住許可及び帰化の要件も緩和されます。
- 家族統合:定住者の資格を得ることで、一定の条件を満たせば、配偶者と未成年の子どもを呼び寄せることができます。

3) 難民認定実績

年	申請	異議／審査請求	認定（カッコ内は異議／審査請求による認定で内数）	不認定（1次）	取り下げ（1次）	人道配慮
1982-90	896	243	196	515	141	-
1991	42	10	1	13	5	7
1992	68	36	3	40	2	2
1993	50	28	6	33	16	3
1994	73	33	1	41	9	9
1995	52	39	2(1)	32	24	3
1996	147	35	1	43	6	3
1997	242	41	1	80	27	3
1998	133	159	16(1)	293	41	42
1999	260	158	16(3)	177	16	44
2000	216	61	22	138	25	36
2001	353	177	26(2)	316	28	67
2002	250	224	14	211	39	40
2003	336	226	10(4)	298	23	16
2004	426	209	15(6)	294	41	9
2005	384	183	46(15)	249	32	97
2006	954	340	34(12)	389	48	53
2007	816	362	41(4)	446	61	88
2008	1,599	429	57(17)	791	87	360
2009	1,388	1,156	30(8)	1,703	123	501
2010	1,202	859	39(13)	1,336	93	363
2011	1,867	1,719	21(14)	2,002	110	248
2012	2,545	1,738	18(13)	2,083	110	112
2013	3,260	2,408	6(3)	2,499	140	151
2014	5,000	2,533	11(5)	2,906	257	110
2015	7,586	3,120	27(8)	3,411	468	79
2016	10,901	5,197	28(2)	7,492	675	97
2017	19,629	8,530	20(1)	9,736	1,612	45
2018	10,493	9,021	42(4)	10,541	2,923	40
2019	10,375	5,130	44(1)	4,936	2,152	37
2020	3,936	2,573	47(1)	3,477	1,916	44
2021	2,413	4,046	74(9)	4,196	1,889	580
2022	3,772	4,461	202(15)	5,418	1,632	1,760
2023	13,823	5,247	303(14)	5,045	2,850	1,005
計	105,487	60,731	1,420(176)	71,180	17,621	6,054

(出入国在留管理庁統計より)

4) 難民認定された人の主な出身国

- 2023年：アフガニスタン237名、ミャンマー27名、エチオピア6名、イエメン5名、中国5名
- 2022年：アフガニスタン147名、ミャンマー26名、中国9名、エリトリア5名、カメルーン4名
- 2021年：ミャンマー32名、中国18名、アフガニスタン9名、イラン4名、イエメン3名

5) 各手続の概要

① 難民認定申請

難民認定申請の期間について制限する規定はありません。居住地を管轄する入管で申請書を提出することにより、難民認定申請をすることができます。在留資格がなくても難民認定申請をできます。

- ※ 難民認定申請をした場合は、難民と補完的保護(11ページを参照)、どちらの該当性も審査されます。
- ※ 補完的保護申請をした場合は、補完的保護の該当性のみが審査されます。

② 案件振分け

難民申請を受理すると、出入国在留管理庁は、2か月以内に、A、B、C、Dの各案件グループに振分けを行います。申請者は、自分がどの案件かを知ることはできませんが、振分けの結果に基づき、難民申請中の在留資格が決まります。手続きの途中で、振分けが変更されることもあります。詳しくは、添付資料を参照してください。

- **特に以下の点に注意が必要です:** 出入国在留管理庁が、明らかに難民条約上の迫害理由に当たらぬ事情(例えば「本国の借金から逃れてきた」、「日本で稼働したい」など)を主張すると判断した事案や、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返す再申請は、迅速処理の対象となります。インタビューが行われず、書類のみで認定・不認定の判断がされることもあります。また、難民認定手続中、在留資格は付与されません。

③ 難民調査官のインタビュー及びその結果

難民認定申請後、出入国在留管理庁の職員である難民調査官からインタビューへの呼び出しがあります。インタビューは1回から数回行われます。成人の場合、弁護士・知人等がインタビューに同席することは原則認められていません。

- 親を伴わない子ども(原則16歳未満)、重度の身体的障がいや精神的障がい、重篤な疾病を抱える方については、同席が認められる場合があります。JARや弁護士に相談してください。

通訳が必要な場合は、出入国在留管理庁が通訳を用意します。通訳が正確ではないなど、通訳者を変更する必要があるときは、インタビューの最初や途中に、難民調査官に伝えてください。通訳者の性別の変更を難民調査官に申し出ることもできます。

インタビューの内容は、供述調書として記録されます。インタビュー終了後に供述調書に署名をすることを要求されます。通訳を通して内容をしっかりと理解し、間違いがないことを必ず確認してから署名してください。

その後、難民認定とするか、不認定とするかという結果が通知されます。インタビューへの呼び出しや結果通知までに、数ヶ月～数年を要することがあります。

④ 審査請求

難民認定申請をしたもの認められず、不認定となった人は、法務大臣に対し、審査請求をすることができます。審査請求ができる期間は不認定の通知を受けた日から7日以内となっています。ただし、天災、その他やむを得ない理由があるときは、7日経過後でも審査請求をすることができます。

審査請求の用紙は、通常は難民の認定をしない処分(不認定)の通知の際に渡されますが、渡されない場合には出入国在留管理庁でもらうようにしてください。その後、審査請求の日から概ね2～4週間以内に、申述書を提出することになります(期日までに提出できない場合は、提出期限について出入国在留管理庁と相談してください)。

審査請求は、難民認定申請と同様に、審査請求人の居住地などを管轄する地方出入国在留管理官局や支局、出張所で行うことができます。また、代理人による審査請求が認められるほか、申述書等の必要書類を郵送することもできます。審査請求の流れは以下の通りです。

- 審査請求者による口頭意見陳述(インタビュー)の申立て
- 処分庁の召集: 口頭意見陳述(インタビュー)の申立人(審査請求人)は、難民不認定結果の処分庁に対し、口頭意見陳述(インタビュー)への召集を求めるることができます。その場合、あらかじめ質問の有無と質問内容を提出しなければなりません。質問内容等に基づき、難民審査参与員が必要と判断した場合にのみ、処分庁が召集されることになります。
- 証拠提出

- 閲覧権・謄写請求権：審査請求人は、審査請求の審理手続きが終結するまでの間、参与員に対し、提出書類等の閲覧、又は当該書類の写し等の交付を求めるすることができます。ただし、担当参与員が不要と判断した場合は、開示されません。
- 意見書の提出：弁護人名義で作成する審査請求人に対する難民不認定処分、難民該当性に対する意見、そのほかの審査請求人の主張を記載した書面を提出することができます。
- 口頭意見陳述、質問
- 審査請求手続きの終結：参与員が必要な審理を終えると、審理手続きが終結されます。審査請求人に対して、手続終結通知書による通知が行われます。
- 裁決：審査請求人は、手続き終結後、審査請求の結果を通知されます。不認定処分が誤りであったとされれば、難民としての認定がなされますが、不認定処分が正しい（審査請求に理由がない）とされた場合、難民認定手続きが終了し、2度目の審査請求はできません。

⑤ 難民認定の再申請について

難民認定の審査請求の結果が、不認定処分が正しいとされた場合、難民認定手続きは終了します。2度目の審査請求はできません。

2017年6月より、再申請者は、新たな難民認定申請書を使用しての難民認定手続きをすることになりました。その中では、前回の難民認定申請状況と、新たな難民認定申請理由の有無、内容が問われることになります。

⑥ 3回目以降の難民申請について

2024年6月から法律が変わり、3回目以降の難民申請をする人は、難民や補完的保護対象者と認めるべき「相当の理由がある資料」を提出しなければ、難民申請中であっても、送還されることになりました。出入国在留管理庁から、送還のお知らせを受けた人や、2回目の難民申請に関する審査請求を行っている人、3回目以降の難民申請を行っている人は、すぐにJARや弁護士に相談してください。

⑦ 日本での犯罪歴がある人の難民申請について

2024年6月から法律が変わり、日本で無期または3年以上の懲役・禁錮に処せられた人は、難民申請中であっても、送還されることになりました。出入国在留管理庁から、送還のお知らせを受けた人は、すぐにJARや弁護士に相談してください。

⑧ 行政訴訟（司法審査）

不認定の決定に対し、裁判所で争うこともできます。申請者は、

- 不認定の結果の通知を受けた後
- 審査請求と並行して
- 審査請求の裁決の通知を受けた後 に訴訟をすることができます。

不認定の結果から 6ヶ月以内（たとえば1月10日に通知を受けたら、7月10日までです。）に訴訟の提起をしなければいけません。訴訟を希望する場合や、訴訟の希望があるのに上記期限を超過してしまった場合は、弁護士に相談してください。なお、難民不認定処分の取消を請求する訴訟を提起する場合、費用がかかりますが、支払が難しい場合は弁護士に相談してください。

2. 難民認定の基本事項

以下は、難民申請の準備をする際に役立つと思われる情報です。

出入国在留管理庁が作成した「難民該当性判断の手引」も、参考にしてください。

1) 迫害とは？

迫害という言葉の定義はなく、いろいろな考え方があります。日本政府は生命や身体の自由に対する侵害

を意味すると考えているとされていますし、UNHCRのハンドブックでは生命身体の自由に対する侵害に限らず、ほかの人権の侵害も迫害になりうるとしています。

一般に差別は迫害とは異なるとされていますが、甚大な形態をとる場合、継続して一貫している場合には迫害に相当する場合もあり得ると考えられます。例えば迫害には、次のようなことを含みます。

生命・身体の安全及び自由に対する脅威

- 身の危険:申請者が自国にて当局による攻撃の対象であった場合など。
- 逮捕・拘禁:手続自体が合法か違法かは、問わない。また警察・治安部隊・ゲリラ集団のいずれによるものであっても、政府が自国民を保護する意思又は能力をもっていないことが証明できる場合は、「迫害」に含まれる。逮捕・拘禁を現実にされた場合のみならず、これらをされそうになって逃れた場合なども含む。
- 拷問:一般的に「拷問」と考えられるもの以外の状況も多数含む。例えば、収容時に食事や睡眠時間を与えられない場合も拷問にあたる。
- 脅迫:申請者本人、又はその家族、友人が直接脅迫された場合など。
- 失踪:申請者本人、又はその家族・友人が誘拐により失踪した場合など。

経済的生活・財産の安全・自由に関するもの

- 財産の没収
- 就労の禁止・就労機会の剥奪
- 教育機会の剥奪

その他

- 特定宗教への改宗・帰依の強制
- 特定政党への加入、特定政党からの脱退の強制

2) 難民の定義にあてはまる迫害の原因

- 人種:民族、部族、氏族を含む。
- 宗教
- 国籍:「人種」と重複するほか、市民権も含まれる。
- 政治的意見:あらゆる政治的発言、政治活動を含む。実際には有していないても、政治的意見を有していると迫害主体に見なされる「帰属的な政治的意見」も含まれる。
- 特定の社会的集団の構成員:通常、類似のバックグラウンド、習慣、社会的地位をもつ人々からなる集団のこと。ジェンダーや性的指向を含む。

3) 迫害の証明

難民認定基準ハンドブックや日本政府の考え方によれば申請者に立証責任があるとされています。そのため、申請者は以下のことをしなければなりません。

- 1) 事実を立証するにあたり、真実を述べ、かつ審査官を十分に助けること。
- 2) 入手しうる証拠により自らの陳述を補強し、証拠が欠如している部分については納得しうる説明をするよう努めること。必要なときは追加の証拠入手するよう努力すること。
- 3) 審査官が関連する事実を確認するのに必要な程度に詳細に自らの過去の経験に関する情報を提供すること。主張のすべての詳細において一貫した説明をすること。

自分が危険な状態にある理由を、申請者が出入国在留管理庁に詳細に説明することが非常に重要です。申請者の国籍国(又は居住国)政府が人権を侵害する、又は情勢が全般的に不安定である、というだけでは十分な理由にはなりません。申請者本人が迫害対象とされる具体的な理由を説明しなければならないのです。なお、出入国在留管理庁に提出する書類とは別に、記録用としてコピーをとっておくと良いでしょう。

3. 難民認定申請用に準備する書類

次の提出書類を用意してください。自分が何を書いたか後から確認するために、これら一式のコピーを保持しておくと良いでしょう。

- 難民・補完的保護対象者認定申請書を1部(A4サイズ8枚)
- 陳述書を1部(必ず提出しなければならないわけではありませんが、難民認定審査において重要です。様式自由。)
- その他難民であることを証明する資料
- 申請者本人の写真を1枚(縦4cm×横3cm、脱帽、正面向き、最近6ヶ月以内に撮影したもの。在留資格がない場合は2枚。)

申請する際には以下の書類を提示する必要があります。

- 旅券、渡航証明書もしくは在留資格証明書(所持している場合)
- 在留カード(所持している場合)
- 仮放免許書(所持している場合)
- 監理措置決定通知書(所持している場合)
- 一時庇護上陸許可などの、上陸許可証(所持している場合)

1) 難民・補完的保護対象者認定申請書の入手

神奈川県を除く関東甲信越地域(東京都、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、長野県、新潟県)に住んでいる場合、難民認定申請書は、品川の東京出入国在留管理局3階の難民調査部門で入手できます。そちらまで出向き、難民認定申請希望者である旨を伝えてください。

神奈川県に住んでいる場合は、東京出入国在留管理局横浜支局で入手できます。

また、出入国在留管理庁のウェブサイトでも申請書を入手できます(<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>)。

申請書は複数の言語で準備してあります(英語、アムハラ語、アラビア語、インドネシア語、ウクライナ語、ウルドゥ語、クメール語、シンハラ語、スペイン語、スワヒリ語、タイ語、タガログ語、タミル語、ダリ語、トルコ語、ネパール語、パシトウ語、パンジャブ語、ヒンディ語、フランス語、ベトナム語、ペルシャ語、ベンガル語、ポルトガル語、ミャンマー語、モンゴル語、ロシア語、韓国語、中国語)。難民支援協会(JAR)でも申請書を用意しています。

- 「神奈川県を除く関東甲信越」以外の場合は、付録Ⅱで各地方の入管所在地を確認してください。
- 出入国在留管理庁の収容施設などに収容中の人には、その施設等の職員に申立てて、申請書を入手してください。空港で難民申請に関する情報を求める場合には、出入国在留管理庁の職員に問い合わせください。または難民支援協会(JAR)(TEL 0120-477-472/03-5379-6003)か、UNHCR(TEL 03-3499-2011)に問い合わせることもできます。

2) 難民認定申請書の記入

申請書は必ず申請者本人が記入します。母語など、もっとも慣れ親しんでいる言語で間違いがないように書いてください。出入国在留管理庁が作成している「入管での難民・補完的保護対象者の申請手続について」(<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>)も、参考にしてください。

読み書きが出来ないなどの理由で書くことができない場合は、出入国在留管理庁と相談してください。申請を記入するにあたり、すべての質問に回答する必要があります。未回答の質問があると、そこを書くように指示され、申請書を受け取ってもらえないこともあります。書く内容がわからなければ、入管で相談してください。

申請書を記入する際には、記入欄の限られたスペースに全てを記す必要はありません。難民申請書の別紙を活用してください。

3) 難民認定申請書の提出先

申請書は出入国在留管理庁の難民調査官へ提出してください。申請書が受理されると「受付票」が交付されます。受付票は通常、旅券に綴じられます。この受付票には申請番号が記されています。受付票を受け取ることは非常に重要です。職員が申請書を受け取った場合でも、受付票が交付されなければ正式な受理とみなされないことがあります。また、この受付票は難民認定手続が終了するまで、大切に保持してください。

4) 陳述書の作成

陳述書は申請書類の重要な一部です。詳細については、「セルフ・ヘルプ・キット」をお渡しできますので、スタッフに尋ねてください。陳述書により、帰国不可能であるとする状況の詳細な説明を行います。陳述書では以下のことを説明します。

1. 迫害状況 – どのような迫害が行われ、申請者本人がどのようなことを経験したのか。
2. 迫害の理由 – なぜ、申請者本人が迫害されたか。または、なぜ、迫害される可能性があるのか。
3. 国家保護 – なぜ、自分の国の政府から保護を受けることができないか。または、なぜ、自分の国の政府に保護を求めることができないのか。
4. 現状 – 帰国した場合、迫害される可能性があること。
5. 上記1~4についての詳細説明 – 本人の経験だけでなく、その家族、友人、所属団体の例も挙げて説明すること。

陳述書にはなるべく詳細な状況を記してください。出生から現在に至るまでの状況(必要な場合は家族や親戚のことなど)を書く必要がありますが、実際に受けた(あるいは受けたおそれがあった)迫害に関する記述が最も重要です。氏名、日付、場所、事実経過などの具体的な記述も重要です。申請者本人が経験した事柄、そして実際に危険な状況にさらされている理由を具体的に書いてください。

陳述書には、「5W1H」(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのようにして)に留意した上で、申請者本人(又は近親者等)が経験した事柄、また本国に留まった又は今後送還された際に申請者の身に生じるだろう事柄を記述してください。申請書と共に提出する証拠に関する言及してください。一般的な状況だけではなく、申請者本人が経験した事実(近親者等から見聞きした事実も含む)に重点を置いて書くよう注意してください。

陳述書を提出する際には、基本的に翻訳をつける必要があります。陳述書は詳細を記す必要があるため、長くなるのが普通です。最も重要なのは申請者本人が保護を必要としている具体的な理由を説明することです。陳述書のコピーは必ず控えておくようにしてください。陳述書は難民申請の根幹をなす、重要な書類です。インタビューで陳述書と矛盾したことを言うと、不利益になる可能性があります。

5) その他の証拠書類

難民認定を受けるには、自らの主張内容を立証しなければなりません。そのために、本国に帰国した際に迫害される可能性を証明する証拠を入手してください。当然、証拠の入手は難しいと思われます。しかし、主張内容を証明するためには、出来る限り多くの資料をそろえることが大切です。難民調査官による証拠提出要請がなくても、自ら出来る限りの証拠を集め、提出するようにしてください(日本語に翻訳する必要があります)。

例えば、以下のようなものが証拠として有効なものと思われます。難民研究フォーラムの「出身国情報(COI)・クエリーサービス」(<https://refugeestudies.jp/aboutcoi/>)も参考にしてください。

- 申請者本人の活動状況や実際に受けた迫害に関する新聞記事や雑誌記事など。
- 申請者本人の政治的意見を掲載している記事など。
- 申請者に対する本国政府の指名手配書や逮捕状等、迫害する意思が表明されている書類。
- 所属団体の会員である証明(申請者が会員である及び団体内での地位・活動を証明する書類など)
- 申請者の主張内容に関連のある身分証明書、学生証など。
- 外国政府機関・人権団体発行の報告書など。たとえば、アメリカ国務省、イギリス内務省、アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)、ヒューマンライツウォッチ(Human Rights Watch)の報告書など。

全ての書類が申請者本人について詳しく言及したものである必要はありません。例えば、申請者の所属団体が作成した証明書に、申請者の氏名や団体内での地位等が明記されている上で、本国内で申請者が実際に経験した事柄も記されていれば望ましいのですが、一般の新聞記事であれば、申請者本人について言及したものでなくとも構いません。申請者と同じ団体に所属する人々が迫害を受けている、という記事でも十分です。人権団体の報告書に関しても同様です。申請者本人の氏名が報告書に記載されていなくても、重要な資料となります。申請者と似たような状況にある人が迫害されていたという内容の報告書であれば、十分提出に値する資料となり得ます。

重要書類の原本は自分の手元に保管し、コピーの方を難民調査官に提出するよう心がけてください。難民認定申請時またはインタビュー時に資料の原本を難民調査官に提示し、コピーと原本が同一のものであることとを確認してもらってください。原本の資料の提出はしないでください。

6) 情報開示請求

難民認定手続では様々な資料や記録などが入管で保管されています。これらの情報の多くは難民認定申請者本人の個人情報であるといえるので、日本の法律に基づき、難民認定申請者はその情報の開示を請求することができます。

具体的には、提出した難民認定申請書、その翻訳、提出した証拠、インタビュー記録などがあります。

これらの情報は自分の手続きでどのような記録がなされているのかを確認するためにも重要ですし、弁護士等に相談する際には、弁護士が支援方針や戦略を検討するための客観的な資料として極めて重要です。手続きには1~2か月程度かかりますので、弁護士等と相談をしたい場合には早めに手続きを行うことが必要です。

東京入管の場合、4階にある総務課が申請窓口となり、費用は300円かかります。情報開示請求は難民認定手続以外の手続(例えば、一時庇護上陸許可手続や退去強制手続)に関する情報でも行うことができます。ただし、いずれの手続についても、処分前には調書は開示されません。

4. 仮滞在

在留資格がない者から難民認定申請があったときは、一定の要件を満たす場合には仮滞在が許可されます。仮滞在の許可を受けるには、以下の条件を満たす必要があります。

- (1) 強制退去になるような特別な事情のもとにあると疑われるような合理的な根拠がないこと
- (2) 日本に上陸した日(日本にいる間に難民となる事由が生じた人については、その事実を知った日)から6ヶ月以内に難民認定申請を行っていること
- (3) 迫害を受ける恐れのあると知られている領域から直接日本に入国したとき
- (4) 日本に入国後、刑法や他の法に違反する罰として懲役、あるいは禁固の刑に処されていないこと
- (5) まだ退去強制令書が発付されていないこと
- (6) 逃亡する合理的な疑いがないこと

「直接日本に入国」という言葉については、多くの庇護希望者にとって、出身国から日本に「直接」来ることは難しいため、柔軟に解釈される可能性があります。仮滞在期間は原則として6ヶ月です。仮滞在期間の更新は、許可期限の10日前から申請することができます。

仮滞在が認められれば、仮滞在の許可期間中は退去強制手続が停止され、身柄の拘束は行われません。また、就労先が見つかれば、報酬を受ける活動の許可を申請することができます(2024年6月以降に、仮滞在許可を受けた人のみです)。

仮滞在が認められなかった場合は、退去強制手続は停止されず、退去強制令書が発付される可能性があります。しかし、難民申請中は、強制送還されることはありません(3回目以降の難民申請者、一定の犯罪歴がある場合を除く)。

5. 在留資格の変更、更新

難民申請時に在留資格がある場合には、通常、難民申請後に「特定活動」という在留資格に変更すること

ができます。難民申請者は、特別の事情がなければ難民申請の結果が出るまでこの在留資格を更新することができるというのが入管の運用となっています。ただし、刑事事件を起こしてしまった場合には、更新が認められないこともあります。また再申請の場合は、ほとんどの場合、在留資格は更新されません。

更新申請は、在留期限の3ヶ月前からできます。更新を忘れてしまうとオーバーステイになってしまふので、注意が必要です。在留期限内に更新申請をしていれば、在留期限内に結果が出されなくても、オーバーステイとはなりません。結果が出るまでの間は、最長で2か月間、以前の在留資格で滞在することができます。

難民申請から8ヶ月経過すると、多くの場合、就労許可を申請することができます。また、在留期間が3か月を超える「特定活動」の在留資格を持っていると、出入国在留管理庁から在留カードが得られます。居住する自治体にて住民登録をすると、国民健康保険の加入対象になります。就労許可が認められない場合や、在留カードがもらえない場合もあります。詳しくは添付資料を見てください。

6. 補完的保護

2023年12月より「補完的保護対象者認定制度」が始まりました。難民申請をして、難民として認められなかった場合に、補完的保護対象者かどうかの判断が行われます。補完的保護の対象は、難民条約が定める5つ以外の理由によって、出身国(または常居所を有していた国)で迫害を受ける十分に理由のあるおそれを有する人です。補完的保護対象者には、難民と同様に「定住者」の在留資格が与えられます。

7. 人道配慮による在留許可

難民認定申請が不認定処分となつても、人道配慮により在留が許可される場合があります。例えば、1年の特定活動、定住者という在留資格があります。在留資格を持ちながら難民申請を行っていた場合は、在留資格が変更、または延長されます。

在留資格がない場合、在留特別許可が認められます。出入国管理及び難民認定法によれば、日本における滞在が認められる特別の理由があれば、在留が認められます。一方、「特別の理由」を判断する明確な基準は明らかにされていません。人道配慮には紛争逃避機会、本国の事情、家族状況等があると考えられています。

在留特別許可は退去強制手続きまたは難民認定申請の結果として出されることとなっており、難民認定申請した場合は、退去強制手続ではなく難民認定申請の中で在留特別許可の必要性が考慮されることに留意してください。

8. 退去強制手続

在留資格のない者が難民申請をした場合、出入国在留管理庁の違反調査担当部門より出頭要請通知が書面で送られて来たり、電話がかかってきたりすることがあります。この出頭要請は難民認定に関するものではなく、超過滞在又は非正規入国の理由を調査するために行われるもので、退去強制手続の一環です。退去強制手続全体は、通常、以下の手順で行われます(入管法27条～55条の2参照)。

1) 違反調査・違反審査

最初に、違反調査・審査のインタビューを受けることになります。これは、あなたが入管法に違反しているかどうかを調べる目的で行われるもので、東京出入国在留管理局の場合は、6階の調査第三部門及び違反調査部門において、インタビューが行われます。この時に、入国警備官・審査官に帰国できない理由を述べてください。

2) 監理措置決定

退去強制事由がある、または疑いがある場合(例えば、オーバーステイの場合)、通常は収容されることになります。監理措置とは、収容をしない(収容を解く)代わりに、いくつかの条件を課すものです。監理措置になるためには「監理人」が必要です。「監理人」は以下の役割を担います。

- 監理措置対象者の生活状況の把握や、監理措置対象者に対する指導及び監督を行うこと。
- 監理措置対象者からの相談に応じ、援助を行うように努めること。

- 出入国在留管理庁に対して、届出や報告を行うこと。

また、監理措置の対象者は、以下の条件を守らなければなりません。これらの義務や条件を守らなかつた場合、監理措置が取り消されることがあります。また、罰則(懲役・罰金)の対象となります。

- 監理措置決定通知書を常に携帯すること。
- 定期的(最長3か月ごと)に出入国在留管理庁に出頭し、生活状況等の届出を行うこと。
- 許可された範囲を超える移動をしないこと(ただし、申請すると旅行などの許可を得ることができます)。
- 指定された住居で暮らし、住居を変えるときは事前に許可を得ること。
- また、これらの条件を守ることの保証として、保証金の納付が求められる場合があります。

退去強制令書が出る前の監理措置については、就労先が見つかれば、報酬を受ける活動の許可を申請することができます。退去強制令書が出た後の監理措置については、報酬をうける活動の許可を受けることはできません。

3) 仮放免許可

収容をしない(収容を解く)代わりに、仮放免が認められる場合があります。以下の人たちが対象です。

- 健康上の理由があるとき。
- 人道上の理由があるとき。
- 上記に準ずる理由があるとき。

また、仮放免を受けた人は以下に従わなくてはなりません。

- 仮放免許可書を常に携帯すること。
- 1ヶ月から3ヶ月に一度、地方出入国在留管理局へ出頭すること。
- 許可された範囲を超える移動をしないこと(ただし、申請すると旅行などの許可を得ることができます)。
- 住居を変えるときは事前に許可を得ること(本当にその届け出た住所地に住んでいる証明として賃貸借契約書などを確認することができます)。
- また、これらの条件を守ることの保証として、保証金の納付と、保証人を立てることを求められます。

保証金は、逃亡しない限り、手続終了後(例えば送還のための収容、または在留資格の取得後)返されます。保証人は、実際上の負担(賠償責任等)はありませんが、本人に条件を守らせることを誓約させられます。

仮放免申請をすると保証金を納めることを指示されます。保証金は、上限は300万円ですが、実際の金額は個々のケースによってかなり異なるため、一概には言えません(高額の保証金を支払えない場合、入国警備官と減額を交渉してみてください)。

保証金を支払うと「仮放免許可書」が渡されます。この後、手続は次の違反審査の段階へと進みます。仮放免許可を一度受けた後は、その許可は、退去強制手続がすべて終了するまでは継続されることが多いです。

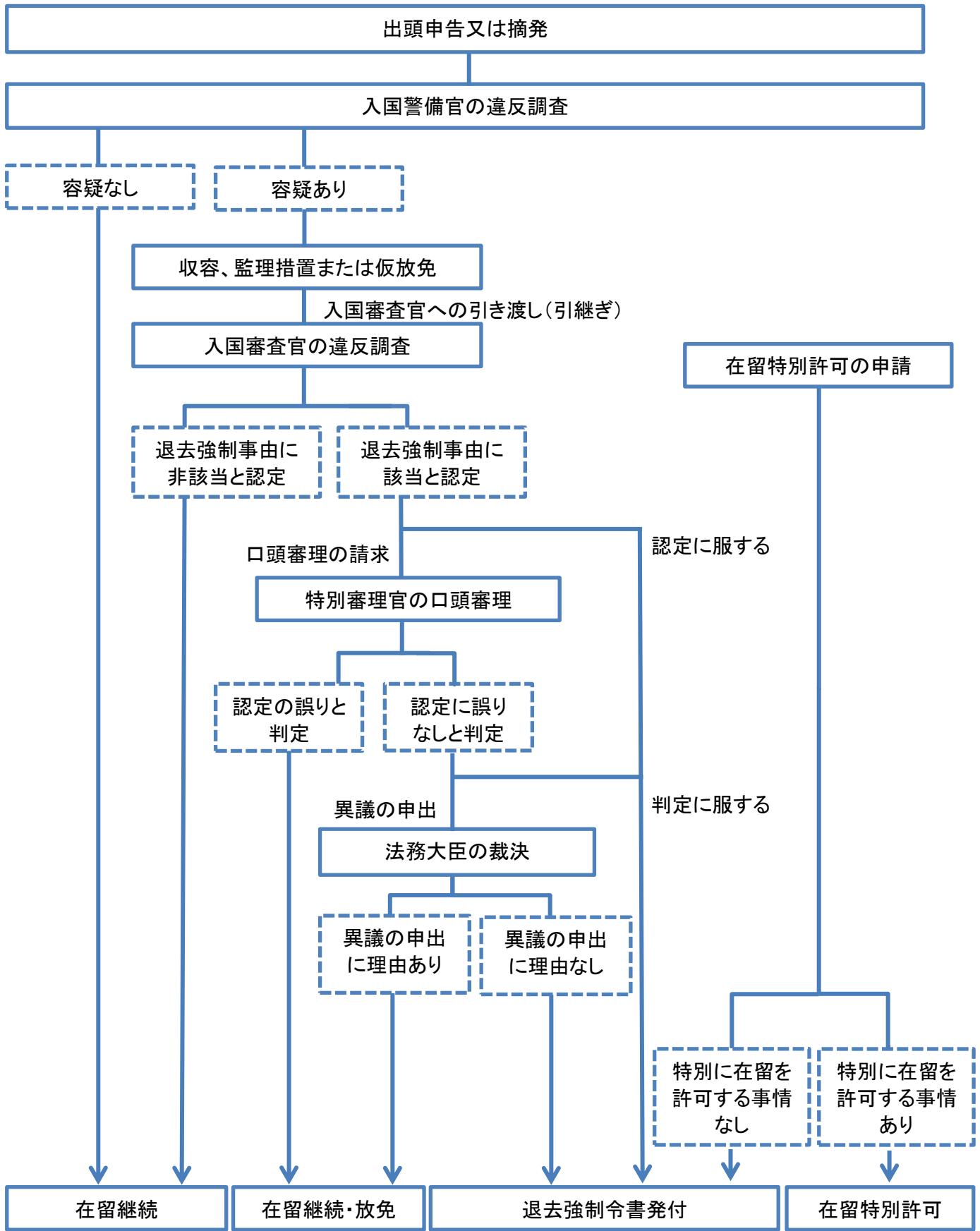
4) その後の手続

入国警備官・審査官による違反調査・審査の結果、「不法滞在」「不法入国」に該当すると判断された場合は、特別審理官の口頭審理(インタビュー)を請求することができます。この口頭審理(インタビュー)には弁護士および知人が立ち会うことができます。

口頭審理(インタビュー)で同じ判断がされ、その結果に不服がある場合、法務大臣(地方出入国在留管理局長に権限が委任されている場合もあります)による再審を求めるすることができます。もっとも、難民認定申請について法務省が調査している間は、強制送還が行われることはありません。

これらの手続きと並行して、在留特別許可を申請することができます。

退去強制手続き及び出国命令手続きの流れ図



III Q & A

難民認定申請者からよく寄せられる質問・疑問を集めましたので、参照してください。

◎ 難民認定手続きについて

1) オーバーステイ(超過滞在)や非正規入国でも難民認定申請は可能ですか？

可能です。現在、日本に滞在している人であれば、誰でも難民認定申請が可能です。在留資格の有効期限が切れている(在留期間が終了している、在留期間の更新が不許可になっている)場合や偽造旅券による非正規入国だった場合でも、申請可能です。

2) 申請に必要な書類が全てそろっていません。全てそろうまで申請は控えるべきでしょうか？

正規滞在の方は、現在の在留資格の期限が切れる前に、余裕をもって申請することがお勧めです。難民認定申請後に、追加で証拠資料を提出することもできます。なるべく早く申請書を提出した方が望ましいと考えます。

3) 難民申請を行った後、違反調査に行くように言われた場合、どうすればいいのでしょうか？

退去強制手続の章を参照してください。

超過滞在または非正規入国の場合、難民認定申請書を提出する際、違反調査の部門への出頭を要請されることがあります。難民認定申請を受理する前にまず入国警備官による違反調査を受けるようにという説明があるかもしれません。しかし、難民認定申請を行う前に退去強制手続が開始されるのを防ぐために、違反調査前にその場でまず申請を受理してもらうほうが良いでしょう。

4) 書類が翻訳できない場合、何か問題がありますか？

法務省・出入国在留管理庁側では、陳述書及びその他の書類の翻訳は、申請者の責任範囲であるとしています。日本語に訳された書類の提出が基本的には必要です。まずは周囲の友人、知人に日本語への翻訳をお願いしてみてください。しかし、翻訳には多額の費用がかかるため、実際「全ての資料・書類を翻訳」することはできないかもしれません。提出された申請書類が英語又はその他の言語で書かれている場合でも、審査する際に必要となれば、出入国在留管理庁側で翻訳すると思われます。ただし、日本語以外で書かれたものの場合、必ず読んでもらえるという保証はありません。

5) 弁護士は必要ですか？

弁護士なしで難民認定申請をすることも可能です。しかし、手続過程において弁護士からの法的アドバイスは有用でしょう。弁護士会で有料または無料の外国人相談を実施しているところがありますので、近隣の弁護士会に相談してみてください。弁護士を依頼する場合、通常20万円から50万円の費用がかかります(通訳料や交通費などの実費、成功報酬が別途かかることがあります)。弁護士費用を用意できない場合は、日本弁護士連合会の扶助制度もありますので、担当の弁護士に相談してみてください。

6) 難民調査官のインタビューとはどのようなものですか？

難民調査官のインタビューは、長時間のインタビューが複数日に渡って行われる場合も多く、申請をできるだけ正確に把握するために数多くの質疑応答がなされます。事実を確認し誤認を防ぐために何度も同じ質問が繰り返されることもあります。質問には正直に答えて、一つ残らず慎重に詳しく状況を説明することが大切です。

調査官のインタビューの際には、申請者の母語を話す通訳が手配されています。万一、通訳者の能力あるいは政治的姿勢等に疑問がある場合には、勇気を持って、調査官に通訳者を代えるよう、要請してください。必ず有能で公平な通訳者を手配してもらい、意思疎通に誤解のないようにしてください。

難民調査官はインタビュー中に日本語でメモを取り、供述調書を作成後、通訳者を介してそこに書かれて

いる内容を申請者に読み聞かせます。内容に不服のある場合は、その意思を提示し、修正依頼することもできます。内容の確認後、申請者は供述調書への署名を求められます。

成人は弁護士や知人等の第三者をインタビューに立ち会わせる権利は認められていません。審査請求においては認められています。

インタビュー前には書類を全てそろえ、陳述書をもう一度読みかえすなど、事前準備を怠らず、インタビューに臨むことが大切です。難民調査官は陳述書を読み、そこに書かれている内容を参照しながら申請者に質問します。陳述書に記載されていない、又は記載されている内容と異なる発言をする場合には、充分な説明が求められます。

7) 難民認定されるまでどのくらいの時間がかかりますか？

認定の場合でも不認定の場合でも、結果が出る場合には通知があります。審査期間については、一概に言えません。2023年は、一次審査の平均審査期間は約2年2か月、審査請求の平均審査期間は約10か月でした。しかし、人によっては、一次審査だけで5年以上かかることもあります。

◎ 難民申請中の法的地位・生活について

8) 審査中の申請者の立場はどのようなものになりますか？

「短期滞在」など、何らかの在留資格を持っていて、その期限内に難民認定申請をした場合、審査請求の結果が出るまで、「特定活動」という在留資格を得ることができ、それを繰り返し更新できることが多いです。また、申請後 8ヶ月以上が経過すると、就労許可を受けることができる場合もあります。

在留資格の更新には地方出入国在留管理局へ出向き、難民認定申請書の受理票を提示してください。在留期間の更新には、1回につき 4,000円の手数料がかかります。

有効な在留資格をもたずに申請を行った場合、難民申請の却下後は、収容の対象となることも考えられます。一定の要件を満たせば仮滞在の許可が受けられることになっていますが、仮滞在の許可は正式な在留資格ではありません。仮滞在許可期間中は、退去強制手続が停止されます。現在の法律のもとでは、難民認定申請中という理由では、在留資格を得ることができません。また、在留資格がないことを理由に逮捕・収容される前に難民申請をした場合は、収容されずに監理措置や仮放免が認められることがあります。

原則として、難民認定申請手続が終了するまで、出入国在留管理局が難民申請者を出身国に強制送還をすることはありません。ただし、2024年6月10日以降に、3回目以上の難民申請を行った場合は、強制送還をされることがあります(6ページを参照してください)。

9) 申請中に政府による援助はありますか？

難民認定申請者で、かつ生活困窮者向けに政府による支援制度があります。

食費、家賃および医療費の補助としての財政援助と、部屋数は限られていますがシェルター支援を難民事業本部(RHQ:0120-925-357)から受けることができます。電話をして、相談の予約をしてください。支援の申し込みが受け付けられてから、援助決定通知まで平均2か月ほどかかります。

10) 日本のNGO等ではどのような援助を行っていますか？

難民認定申請者は日本のNGOや政府外郭団体で法的・社会的相談、援助を受けることができます。例えば、難民支援協会(JAR)は UNHCR のパートナー団体として難民認定手続、入国管理手続、その他の関連する法律・規則に関する相談に応じています。また、健康状態や就職、住居など難民の日常生活のニーズについても相談、援助を行っています。さらに援助が必要な場合は、難民支援協会(JAR)で日本国際社会事業団(ISSJ)、日本福音ルーテル社団(JELA)などの専門NGOに紹介もしています。難民申請者は、アジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)へ政府の資金援助を求めるすることができます。

11) 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)はどのような援助を行っていますか？

UNHCRでは、特に以下の点について日本政府の難民条約履行をモニタリングしています。

- ・ 國際的保護を必要としている人に対して、庇護手続へのアクセス及び庇護を与えていたか
- ・ 庇護希望者に対し、難民認定申請の結果が出るまで適切な受け入れ状態にアクセスできる状況を与

えているか(情報へのアクセス、収容されること、必要がある庇護希望者への物資の支援、子どもの教育、基本的な医療サービス等)

このため、UNHCRは法務省の難民認定手続をモニタリングし、法務省に難民の出身国の最新情報を提供しています。また、UNHCRはその諮問的役割の一部として出入国在留管理庁及び裁判所に難民認定の解釈に関する法的意見を提出しています。

UNHCRは、庇護希望者と難民に援助の提供をするために、難民支援協会(JAR)と事業実施契約をしています。以下のような相談があれば、まず難民支援協会(JAR)に連絡してください。

- ・ 難民認定の手続に関する相談
- ・ 難民認定中の物資の支援に関する相談
- ・ 司法手続における弁護士の援助
- ・ 仮放免許取得における助言
- ・ 難民認定申請中の日本における生活に関するその他の情報

12) 病気の場合は、どうしたらよいですか？

ほとんどの日本の病院は患者の在留資格や財政状況にかかわらず救急治療をしています。請求はあとでなされ、これらのサービスは無料ではありません。難民事業本部(RHQ)からの援助以外には、難民支援協会(JAR)(0120-477-472/03-5379-6003)や日本国際社会事業団(ISSJ)(03-3760-3471)から医療費の援助を受けられることがあるので相談してください。

3ヶ月を超える在留資格をもつ申請者及び仮滞在者は国民健康保険に加入できます。国民健康保険に関しては居住地の区役所・市役所に相談してください。国民健康保険とは国が運営する健康保険システムです。加入した場合、保険証(A5サイズの書類もしくはプラスチック製のカード)が交付され、診察料が安くなります(ただし、無料にはなりません。自己負担率は医療費の30%が原則)。保険の加入には、収入に応じた保険料がかかります。

救急医療で非常に高額の費用を請求された場合は、病院のソーシャルワーカー、難民事業本部、難民支援協会(JAR)、日本国際社会事業団に相談してください。初診が無料もしくは低額となる無料低額診療制度が利用できる場合もあるので、難民支援協会まで相談してください。

13) 子どもの教育はどうしたらよいですか？

在留資格にかかわらず、義務教育である第1学年から第9学年までの初等教育を受けることができます。小学校(第1学年から第6学年)及び中学校(第7学年から第9学年)への入学の方法は居住地の区役所もしくは市役所に相談してください。高等教育も在留資格に関係なく受験することができます。

14) 難民申請中に第三国(カナダ、アメリカ合衆国、オーストラリアなど)に行くことはできますか？

日本は難民条約に加入しているので、日本政府が難民認定申請を処理します。日本で保護を求めず、第三国にビザを申請する場合は、その国の大天使館・領事館に出向き、条件を確認してください。

15) 難民認定申請中に日本を出国して、再入国できますか。

難民認定申請中に、一時的に日本を出国したいと思うことがあるかもしれません。しかし日本の制度では、再入国許可を取らない限り、難民認定申請期間中に日本を出国する場合には難民認定手続きを取り下げる事となります。すでに審査請求を行っている場合には、一次審査での結果が確定することになります。

一般的には難民認定申請中の再入国許可は難しいと考えられます。例えば1年以上の在留資格を持っている難民申請者などであれば、みなし再入国許可制度の対象になる場合もあり得ます。そのため、一時的な渡航を検討している場合には、入管で再入国許可について相談してください。

最後に…

質問や援助の要請があれば、難民支援協会までご連絡ください。

付録 I　日本語句集

I am a refugee.	-- <i>Watashi wa nanmin desu.</i>
I cannot go back to my country.	-- <i>Watashi wa jibun no kuni ni kaeremasen.</i>
I want to apply for refugee status.	-- <i>Nanmin nintei shinsei o shitai desu.</i>
I was persecuted.	-- <i>Watashi wa hakugai saremashita.</i>
It is dangerous.	-- <i>Kiken desu.</i>
appeal (to the refusal of refugee status)	-- <i>igi moushi-tate</i>
application form	-- <i>shinsei youshi</i>
deportation	-- <i>taikyo kyousei or kyousei soukan</i>
detention	-- <i>koukin or shuuyou</i>
family	-- <i>kazoku</i>
government	-- <i>seifu</i>
human rights	-- <i>jinken</i>
human rights violation	-- <i>jinken shingai</i>
Immigration Service Agency	-- <i>Shutsunyuukoku Zairyu Kanri-kyoku or Nyuukan</i>
lawyer	-- <i>bengoshi</i>
persecution	-- <i>hakugai</i>
political party	-- <i>seitou</i>
race (of a person)	-- <i>jinshu</i>
receipt (of application)	-- <i>uketsuke-hyou</i>
refugee	-- <i>nanmin</i>
Refugee Inquirer	-- <i>Nanmin Chousa-kan</i>
refugee recognition	-- <i>nanmin nintei</i>
refugee recognition procedure	-- <i>nanmin nintei seido</i>
Regional Immigration Bureau	-- <i>Chihou Shutsunyuukoku Zairyu Kanri-kyoku</i>
refusal of refugee status	-- <i>nanmin no nintei o shinai shobun</i>
religion	-- <i>shukyou</i>
Tokyo Immigration Bureau	-- <i>Tokyo Shutshnyuukoku Zairyu Kanri-kyoku</i> or <i>Tokyo Nyuukan</i>
torture	-- <i>goumon</i>
trial (of Judicial Court)	-- <i>saiban</i>
UNHCR	-- <i>Kokuren Nanmin Koutou Benmu-kan or UNHCR</i>

付録Ⅱ 住所・連絡先

国連難民高等弁務官(UNHCR) 駐日事務所

〒107-0062

東京都港区南青山6-10-11 ウエスレーセンター

TEL:03-3499-2011 Fax:03-3499-2272

<http://www.unhcr.or.jp>

オフィスアワー:10時～18時

(財)アジア福祉教育財団・難民事業本部(RHQ)

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27

TEL:0120-925-357/03-3449-7011

Fax:03-3449-7016

■ 関西支部

〒650-0027

兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18

日本生命神戸駅前ビル 11階

TEL:0120-090-091/078-361-1700

Fax:078-361-1323



法テラス

TEL:0570-078374(PHS可) (IP電話からは03-6745-5600)

受付日時:平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00

■ 法テラス東京

TEL:050-3383-5300

〒160-0023 新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F

TOPIC:難民認定申請を経験して ~経験のことば

私は難民認定の申請をしてから4年後に難民として認定されました。

日本政府は難民としての地位を認定する手続きを設定していますが、私のケースでは認定は自動的にはなされませんでした。本来、政府は恣意的な決定をしてはならず、難民条約の求める要件に適合すれば難民認定をしなければなりません。

しかし実際には、自分では迫害のおそれがあると思っていても、政府はそれを認めず難民の地位を与えることもあります。自分が危険な状態にあり保護を必要としているということを、政府に理解させるのも自分次第であるということを覚えておくことが大切でしょう。私の難民認定申請の手続きには長い時間がかかりました。長時間にわたる調査と面倒な手続きに決然と専念することが重要でした。私の弁護士によると、実際にあった事実を知っていて、しかも、過去にうけた迫害と母国に帰ったら受けるであろう迫害のおそれを証明するために必要な証拠を集められるのは私自身しかいないのです。弁護士やNGOは私を助けてくれましたが、私が母国に帰れないことを日本政府に理解させるのは私次第だったのです。手続きに時間がかかることは、さらに他の問題によって困難が増しました。私は日本で難民認定申請をする前に就労許可を持っていなかったため、申請中はずっと働くことができませんでした。

陳述書は申請書類の中でもとても重要な項目です。私はどんなに状況がひどく私個人をターゲットとしているかを説明しようとしました。もし母国に帰ったら私に起こるであろうことを、具体的に例をあげて説明しようと努めました。インタビューの前には陳述書を必ず読み直しました。インタビューでは同じ質問が何度も聞かれました。私は質問に正直に、そしてできるだけ具体的に答えました。私は最後のインタビューから1年後に入国管理局から呼び出され、私を難民として認定する証明書を渡されました。

出入国在留管理庁

■ 東京出入国在留管理局

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30
TEL 03-5796-7111

横浜支局

〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7
TEL 045-769-1721

成田空港支局

〒282-0004 千葉県成田市古込字古込1-1成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階
TEL 0476-34-2211

■ 大阪出入国在留管理局

〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53
TEL 06-4703-2190

関西空港支局

〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1
TEL 072-455-1457

神戸支局

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎
TEL 078-391-6378

■ 名古屋出入国在留管理局

〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18
TEL 052-559-2126

■ 広島出入国在留管理局

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31広島法務総合庁舎内
TEL 082-221-4412

■ 福岡出入国在留管理局

〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎
TEL 092-717-5422

那覇支局

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎
TEL 098-832-4186

■ 仙台出入国在留管理局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎
TEL 022-256-6076

■ 札幌出入国在留管理局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通り西12 札幌第三合同庁舎
TEL 011-261-9658

■ 高松出入国在留管理局

〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
TEL 087-822-5851

本書に関して質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

特定非営利活動法人難民支援協会

東京都千代田区西神田2-5-2 TASビル4階

電話番号(難民向けフリーダイヤル) : 0120-477-472
電話番号(難民向けホットライン) : 03-5379-6003

Fax : 03-5215-6007
Email : contact@refugee.or.jp
<http://www.refugee.or.jp>

難民認定申請を行う人へ

特定非営利活動法人難民支援協会 発行

法務省が 2018 年 1 月 15 日より実施した、更なる運用の見直しについて
～特に在留資格所持者に関する変更～

(難民支援協会まとめ)

法務省は、特に 2010 年以降増加したとしている就労目的の難民認定制度の濫用・誤用防止を目的とし、難民認定申請者に就労や在留の制限（それぞれが不可となる）をすることになりました。これまで難民認定申請者のうち 6 か月過ぎた在留資格保持者には一律就労資格が認められましたが、2018 年 1 月 15 日以降、運用が以下のように変わりました。

まず、難民申請を受理すると、入管庁は A、B、C、D の各案件グループに 2 か月以内に振り分けます。申請者は、自分がどの案件かを知ることはできません。また、振り分けが後から変わることもあります。

案 件 種 類	A 案件：難民条約上の難民若しくは補完的保護対象者である可能性が高い、又は本国における個別事情等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われるもの
	B 案件：難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張しているもの <ul style="list-style-type: none">① 帰国後の生活苦や本邦での稼働継続希望その他本邦での滞在を希望するもの等、迫害のおそれのない個人的事情のみを主張するもの② 本国政府の政策等に対する漠然とした不満のみを主張するもの③ その他、生命、身体若しくは身体の自由が脅威にさらされている若しくはその他の人権の重大な侵害のおそれがあるとは言えないこと又は国籍国の保護を受け得る状態にあることが明白なもの <p>注：上記①ないし③に該当する場合であっても、人道配慮の必要性を慎重に検討すべきと思われるときは、本国情勢の変化などによるものについては A 案件とし、本邦での身分関係の形成などの個別事情によるものについては D 案件とする。</p>
	C 案件：再申請者である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰りかえしているもの <ul style="list-style-type: none">① 新たな迫害事情を主張していないもの② 新たな迫害事情が、過去の難民認定手続又は補完的保護対象者認定手続で主張した迫害を受けるおそれの根拠となる事情と同種の事情であり、過去の難民認定手続に係る直近の処分時（以下「基準時」という。）以降に、本国情勢及び個別事情に著しい変化がないため、過去の難民不認定処分又は補完的保護対象者認定手続の判断に影響を与えないことが明らかなもの③ 新たな迫害事情が、基準時以前に生じた事情であり、基準時以前に当該事情を主張しなかったことに合理的な理由（注 1）が認められないもの④ 新たな迫害事情が、B 案件に該当する事情であるもの⑤ 新たな迫害事情が、過去の難民認定手続又は補完的保護対象者認定手続で主張した事情と整合しないなど明らかに信ぴょう性がない主張をしているもの <p>（注 1）「合理的な理由」とは、新たな迫害事情の発生を知らなかつたため基準時前に主張できなかつた場合、年少であるため、重度の身体的障害若しくは精神的障害を有するため又は重篤な疾病を有するために基準時前に主張できなかつた場合等、申請者に責任を課すことが酷な場合をいう。</p> <p>（注 2）上記①ないし④に該当する場合であっても、人道配慮の必要性を慎重に検討すべきと思われるときは、本国情勢の変化などによるものについては A 案件とし、本邦での身分関係の形成などの個別事情によるものについては D 案件とする。</p>
	D 案件：上記以外の案件

案件振り分けの結果に基づき、在留資格が決まります。

<初回申請者>

A 案件：在留資格のある者は速やかに「特定活動 6か月、就労可」を付与されます。
B 案件：すべての人が最初から在留制限となります。
D 案件：
1. 本来の在留活動（技能実習生や留学など）を行わなくなかった後に難民申請した場合、又は、出国準備の期間を付与された後に難民申請をした者は、「就労不可の特定活動 3か月」となります。 2. 1以外の（短期ビザなどの）在留資格を持っている者は難民申請から8か月後に就労が可能になります。

<2回目以降、複数回申請者>

A 案件：在留資格のある者は速やかに「特定活動 6か月、就労可」を付与されます。
C 案件：一律在留資格が制限されます。
D 案件：一律在留資格が制限されます。

<まとめ：各案件の割合および新方針における処遇>

案件分類	A 条約難民 または人道配慮 の可能性が高い	B 難民条約上の 迫害に明らかに 該当しない	C 再申請＋ 正当な理由なく 前回と同じ主張	D それ以外
件数 ^{*1} (2023年1~12月)	753	111	1,507	11,452
割合	5.4%	0.8%	10.9%	82.8%
新方針における処遇 ^{*2}				
初回申請	在留可 就労可 速やかに就労可能な 「特定活動（6ヶ月）」	在留不可 就労不可	—	一部に 在留期間短縮 ^{*3} 就労不可
複数回申請			在留不可 就労不可	在留不可 就労不可

*1 法務省出入国在留管理庁「令和5年における難民認定者数等について」（2024年3月26日）より作成

*2 「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」より作成

*3 一部とは、失踪した技能実習生や退学した留学生等本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請した申請者や、出国準備期間中に難民認定申請した申請者。また、この場合の在留期間は従前の6ヶ月から3ヶ月に短縮

